

安来市まち・ひと・しごと創生推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、安来市まち・ひと・しごと創生推進計画の目標達成につながる事業を実施する団体に対して、企業版ふるさと納税を財源とした安来市まち・ひと・しごと創生推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、安来市補助金等交付規則（平成16年安来市規則第53号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 企業版ふるさと納税 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をいう。

(2) 認定地域再生計画 地域再生法第7条第1項に規定する認定地域再生計画をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する市内に住所を有する団体とする。

(1) 政治活動又は宗教活動を目的とする団体でないこと。

(2) 団体の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市が定める認定地域再生計画に記載されている事業に係るもの

(2) 企業版ふるさと納税により財源が確保されているもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

(1) 政治活動又は宗教活動を目的としている事業

(2) 施設、設備等を設置する事業であって、土地所有者等の関係者の承諾を得られていない事業（当該関係者の承諾を得られる見込みがある事業を除く。）

(3) 動物、薬品等を提供する事業

(4) その他補助対象事業とすることが適当でないと認められる事業

3 補助対象事業は、補助金を申請する年度内に完了しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下この条及び次条において「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費であって、次に掲げるもの以外のものとする。

(1) 交際費

(2) 慶弔費

(3) 親睦会費

(4) 福利厚生費

(5) 租税公課

(6) 減価償却費

(7) 寄附金

(8) 適正な時価でない額で取引又は計上される経費

(9) その他補助対象経費とすることが適当でないと認められる経費

2 補助対象事業の実施に関し、補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、当該交付決定前に要した経費も補助対象経費として認めるものとする。ただし、当該補助対象経費に係る補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を受けることができない場合があることを承諾した上で、事業に着手するものとする。

(1) 第8条の規定による採択がされなかったとき。

(2) 第11条の議案が安来市議会（以下「議会」という。）で議決されなかったとき。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額（その額が当該補助対象経費に係る補助対象事業への企業版ふるさと納税があつた額を超えるときは、当該企業版ふるさと納税があつた額）から補助対象事業により生じた収入の額を減じた額とし、予算の範囲内で交付する。

(事業の提案)

第7条 補助金を受けるために事業を提案する者（以下「事業提案者」という。）は、当該事業の内容を、市長に提案するものとする。

（事業の採択）

第8条 市長は、前条の規定により提案を受けたときは、その内容を審査の上、当該提案を採択するか否かを決定するものとする。

（寄附者の公募）

第9条 市長は、前条の規定により採択した事業（以下「採択事業」という。）に対し、企業版ふるさと納税をする者（以下「寄附者」という。）を公募するものとする。

（企業版ふるさと納税）

第10条 前条の規定による公募に応じた寄附者は、企業版ふるさと納税をする際に、当該企業版ふるさと納税を充当すべき採択事業を指定するものとする。

2 前項の場合において、当該寄附者が当該企業版ふるさと納税をした後に、当該指定した採択事業について、次に掲げる事由が生じたときは、当該指定した採択事業以外の事業に当該企業版ふるさと納税が充当されることを承諾した上で、企業版ふるさと納税をするものとする。

（1）事業提案者が倒産、解散その他社会情勢の変化等により事業を実施できない事情が生じたとき。

（2）企業版ふるさと納税の額が事業を実施できる額まで達しなかったとき。

（3）事業の完了後に事業費が企業版ふるさと納税の額まで達しなかったとき。

（4）次条の議案が議会で議決されなかったとき。

（5）その他特別な事情により市長が採択事業を実施すべきでないと判断したとき。

3 前項各号に掲げる事由が生じた場合において、寄附者は、当該寄附者がした企業版ふるさと納税の返還を市長に求めることができないものとする。

4 寄附者は、第1項の規定により採択事業を指定する場合において、当該寄附者と関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する関係会社をいう。）にある団体が実施する採択事業を指定してはならない。

（補助金の予算）

第11条 市長は、前条第1項の規定により企業版ふるさと納税がされた採択事業（企業版ふるさと納税がされる見込みがある採択事業を含む。）について、議会に対し、当該採択事業の補助金の予算に係る議案を提出するものとする。ただし、同条第2項第1号、第2号及び第5号に掲げる事由に該当するときは、この限りでない。

（補正の指示）

第12条 補助金を受けて事業を実施する団体は、当該事業の実施に関し、市長から、公益上の理由により内容の補正の指示があったときは、正当な理由がある場合を除き、当該指示に従うものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年3月1日から施行する。